

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月15日 03時15分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{いまばり} 今治市大浜漁港東方沖 今治港美保町第1防波堤灯台から真方位335° 1,720m付近 (概位 北緯34°05.3′ 東経132°59.6′)
事故の概要	漁船 ^{えびす} 蛭子丸は、北西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 蛭子丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 4 6 1 5 6 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、プロペラ翼及び同軸に曲損、舵板が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が操舵室の舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、安芸灘の漁場へ向け、約7ノットの対地速力で手動操舵により北西進していた。</p> <p>船長は、来島海峡が南流で逆潮となるので、ふだんより四国の陸岸に近づくこととし、来島海峡第3大橋橋梁灯（R2灯）を船首目標として航行を続けた。</p> <p>船長は、本船が東風によって左方に圧流されていることに気付いたが、よく通る場所なので、目視のみで岩場との通過距離を保つことができると思い、北西進を続けていたところ、衝撃を感じ、大浜漁港東方沖の岩場に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターやレーダーによる船位の確認を行わなかったため、本船が予想以上に左方に圧流されていたことに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、大浜漁港沖を北西進中、船長が、よく通る場所なので、目視のみで大浜漁港東方沖の岩場との航過距離を保つことができると思い、GPSプロッターやレーダーを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、東風によって予想以上に圧流されていることに気付かず、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、大浜漁港沖を北西進中、船長が、GPS

	<p>プロッターやレーダーを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、東風によって予想以上に圧流されていることに気付かず、大浜漁港東方沖の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域であっても、GPSプロッターやレーダーを活用するなどして船位の確認を適切に行うこと。